

# 区自治協議会中間とりまとめ

平成17年11月

## 目 次

背 景 .....	1
経 過 .....	2
他都市の状況 .....	3
設置の必要性及び役割 .....	4
区自治協議会の設置素案	
区自治協議会のイメージ図 .....	5
区自治協議会の設置素案 .....	6
検討の経緯等	
区自治協議会に係る検討経緯について .....	9
地域自治委員会での主な意見とその対応状況 .....	10
区自治協議会の検討体制 .....	11
(参考資料)	
地方自治法における関連規定 .....	13
他都市の地域自治組織等の状況について .....	15

## 背 景

人々の生活構造や価値観の多様化，少子高齢化の進展など社会が大きく変化・複雑化する中で市民のニーズは多様化し，法律や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を基本とする行政だけでは，個別のニーズに十分な対応が困難な状況になってきている。また，安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築も喫緊の課題となっている。

近年，地域社会においては，コミュニティ組織，NPO等の各種団体等による多様な活動が展開されるようになっており，市民の社会参加意識の高まりとともに，公益・非営利の分野で，自主的・自発的な公益活動が活発になってきている。

こうした社会変化の中，第27次地方制度調査会では，「基礎自治体内の一定の区域を単位とし，住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として，地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。」とした答申を行い，これを受け，ほぼその答申に添ったかたちで地域自治組織が制度化された。

分権型社会においては，地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から，自治体は，さまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要があり，とりわけ合併により規模が大きくなった自治体では，住民に身近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理するという観点が重要である。

地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり，住民や，重要なパートナーとしてのコミュニティ組織，NPO，ボランティア団体その他民間セクターとも相互に連携しながら協働し，ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことが，重要な機能のひとつとして基礎自治体に求められている。

## 経 過

第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」において、地域自治組織の活用について盛り込まれたことを受け、平成16年5月に、いわゆる合併3法（地方自治法の一部を改正する法律・改正合併特例法・新合併特例法）が成立し、拡大した基礎自治体内における住民自治を充実させる見地から、地域自治区の制度が設けられた。

地域自治区は、市町村を区域に分けた上で、区域ごとに区域住民の意向を行政運営に反映させることを可能とするための仕組みであるが、地方自治法においては、住民自治の拡充は、分権型社会における普遍的課題であるという認識に基づき、一般的・恒久的な制度として整備された。一方で、改正合併特例法及び新合併特例法においては、合併に伴う旧市町村の消滅に対する抵抗感を軽減し、円滑な合併を期して、地域自治区の特例が認められるとともに、より独立性の高い合併特例区が設けられたところである。

当市においては、合併協議時点において、こうした法的整備が完了していなかったこともあり、「合併時に「地域審議会」を設置、その設置期間は平成27年3月31日までとするが、政令市の指定があった場合は、当該指定の日の前日までとし、指定日以後は行政区ごとに「地域審議会」に代わる新たな附属機関を置く」ことを合意した。また、その後の協議により、新たな附属機関は地方自治法に基づく「区地域協議会」としたところである。

こうした経緯を踏まえ、合併マニフェストにおいては、市民の主体的な取り組みによる住民自治の更なる充実を図るという見地から、「区自治協議会」という名称を使用しつつ、政令市移行と同時に区自治協議会を設置することとしている。

## 他都市の状況

他都市における地域自治組織の設置状況は、巻末資料に掲載した。

総務省によれば、平成17年3月31日現在で、57市町村が地域自治区を設置しており、その設置数は更に増加していくものと予想される。

一般制度としての地域自治区に設置したもの、合併特例に基づき設置したもの、あるいは法人格を有する合併特例区に設置したものと、合併協議等における経過によるものと思われるが、その形態は様々である。中には、北海道伊達市や長野県伊那市のように、複数の自治組織を組み合わせて設置した事例や、長崎県平戸市のように地域審議会も併せて設置している事例も見受けられる。

主だったものについて(予定・検討中のものを含む)リストアップし、その概要等について、掲載したところであるが、上越市のように公職選挙法を準用し、選任投票を実施して委員の選任を行っている、全国的にも稀な事例もある。

設置市町村の人口規模も様々で、当市の人口規模に一番近い例が浜松市であった。

また、既存の政令指定都市においては、現在、地域自治組織を設置している事例はない。浜松市が政令市移行時に、現在の旧市町村単位の自治組織を残しつつ、区を単位とした地域自治組織の設置を予定しているとのことである。

政令指定都市における行政区単位の地域自治組織の設置としては、当市と浜松市が全国初の事例となるものと予想されるが、その形態も両市で相違していることから、他に例をみない取り組みが求められている。

## 設置の必要性及び役割

地方自治の本旨は、国と地方との適切な役割分担を踏まえ、地域の住民が地域の行政や経営に対して主体的に取り組むという住民自治と、地域の独自性と自律性が確保されるという団体自治を確立することである。

地方分権は、この「地方自治の本旨」の実現ということが、その根幹となるものであり、分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。

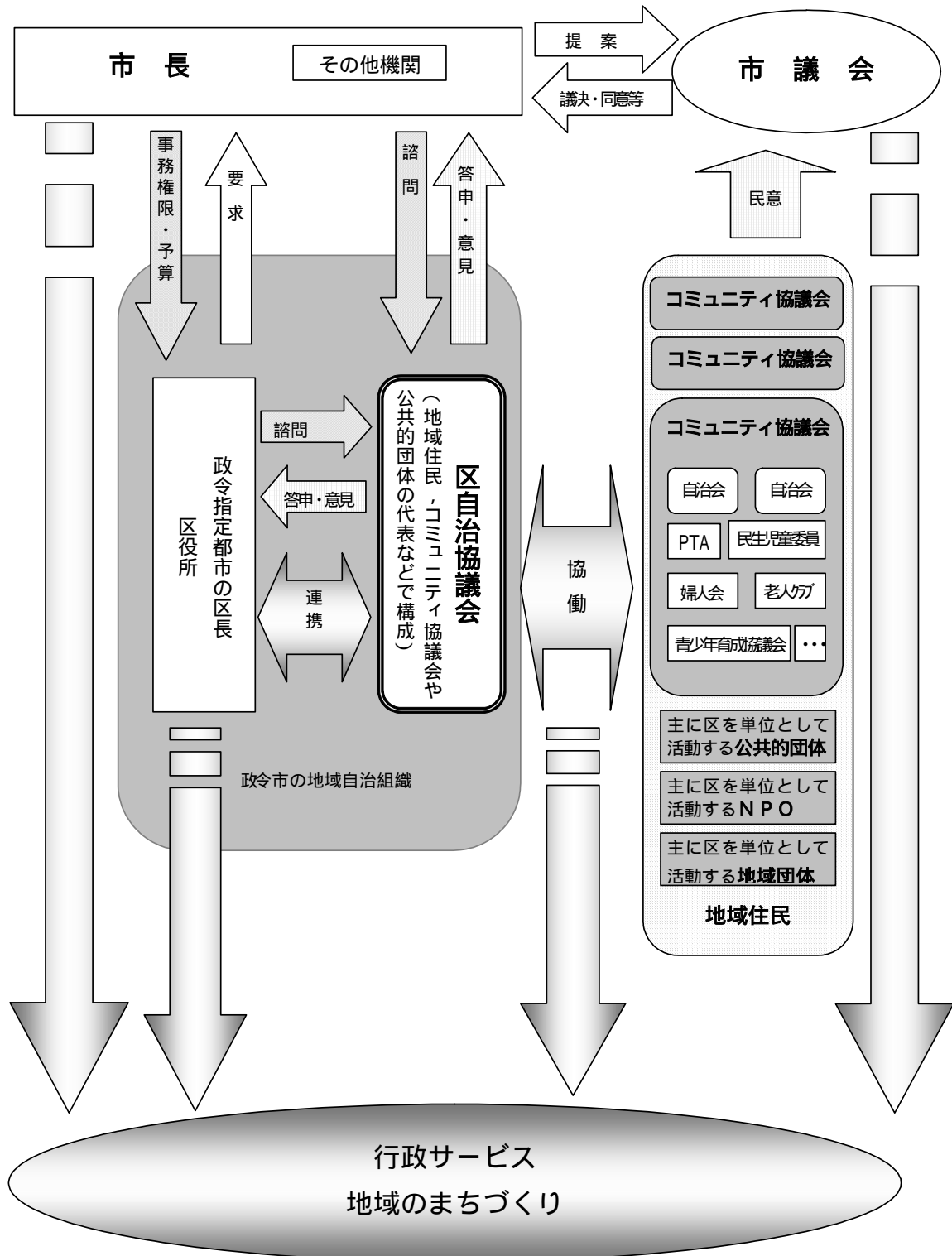
現行制度のもとで最も広範な権限と財源を有し団体自治が担保されている政令指定都市において、一層の住民自治の充実・強化を図ることにより、地域の潜在能力を発揮し、住民福祉の向上に寄与する「分権型政令市」の実現が、当市の目指すべき都市像である。

こうした考え方のもとで、住民自治を基盤とした自己決定と自己責任に基づく分権型政令市を実現するためには、従来の行政に対する依存・要望型社会とは異なり、住民と行政とが相互の役割分担を認識しあいながら新たなパートナーシップを構築し、協働していく必要がある。

このような中で、「区自治協議会」は、身近な行政区を単位として住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参画を求めつつ、多様な意見の調整を行い、行政と連携しながら協働の要となり、区域内の課題解決にあたっていく役割を持つものである。

# 区自治協議会の設置素案

## 区自治協議会のイメージ図



# 区自治協議会の設置素案

## 1 設置

分権型社会の実現に向けて，市民と行政との協働による住民自治の推進を図るため，地方自治法第 252 条の 20 第 6 項の規定に基づく協議会を，区ごとに置く。

に規定する協議会は，区自治協議会と称する。

に規定する区自治協議会の名称は，別表のとおりとする。

## 2 委員の定数及び選任等

区自治協議会を組織する構成員は，区自治協議会委員（以下「委員」という。）と称する。

委員の定数は，30 人以内とする。

委員は，区の区域内に住所を有する者（以下「区民」という。）又は区の区域内に事務所を有し活動する団体（以下「区域諸団体」という。）を代表する者で，次のいずれかに該当するもののうちから，市長が選任する。

コミュニティ協議会を代表する者

公共的団体を代表する者

市民活動団体を代表する者

学識経験者

公募による者

その他市長が必要と認めた者

市長は，委員の選任に当たっては，区民及び区域諸団体の多様な意見が適切に反映できるものとなるよう配慮しなければならない。

## 3 委員の任期及び解任等

委員の任期は，3 年とする。ただし，任期途中での委員の辞任に伴い，新たに選任されることとなる委員の任期は，前任者の残任期間とする。

委員は，再任することができる。ただし，再任は 1 回とする。

委員は，「2 委員の定数及び選任等」の本文に規定する要件を欠いた場合は，その職を失う。

市長は，次のいずれかに該当する場合は，委員を解任することができる。

心身の故障のため，職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えない場合

上記 に規定する場合のほか，その職に必要な適格性を欠く場合



#### 4 委員の報酬及び費用弁償

委員には，報酬を支給しない。

委員が区自治協議会の会議等（別途規定）に出席したとき又は公務のため出張したときは，新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第4条に規定する費用を弁償する。

#### 5 会長及び副会長

区自治協議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

会長及び副会長の任期は，区自治協議会の委員の任期とする。

会長は，区自治協議会の事務を掌理し，区自治協議会を代表する。

副会長は，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

#### 6 区自治協議会の役割等

区自治協議会は，区民及び区域諸団体の主体的な参加を求めつつ，多様な意見の調整及びとりまとめを行い，区役所と連携し，協働の要となるよう努め，次のに掲げる役割を担うものとする。

区自治協議会は，次に掲げる事項のうち，市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて，審議し，市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

区役所が所掌する事務に関する事項

上記 に掲げるもののほか，市が処理する区の区域に係る事務に関する事項

市の事務処理に当たっての区民及び区域諸団体との連携の強化に関する事項

市長は，次に掲げる区の区域に係るものを決定し，又は変更しようとする場合においては，あらかじめ，区自治協議会の意見を聴かなければならない。

総合計画及びこれに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項

公の施設の設置及び廃止に関する事項

その他市長が必要と認める事項

市長及びその他の市の機関は，上記 及び の意見を勧案し，必要があると認めるときは，適切な措置を講じなければならない。

## 7 会議の招集

区自治協議会の会議は，会長が招集する。

会長は，委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは，会議を招集しなければならない。

## 8 会議の運営

会長は，区自治協議会の会議の議長となる。

会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

会議は，公開で行うものとする。ただし，議長が必要と認める場合は，会議に諮ったうえで公開しないことができる。

会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を求めることができる。

で規定する委員以外の者を会議に出席させた場合は，委員に準じ，「4委員の報酬及び費用弁償」の に規定する費用を弁償する。

## 9 部会の設置

区自治協議会は，その事務の一部について審議させるため，部会を置くことができる。

部会の組織及び運営に関し必要な事項は，区自治協議会が定める。

## 10 連絡調整

区自治協議会は，別に定めるところにより，他の区自治協議会との連絡調整を行うことができる。

## 11 庶務

区自治協議会の庶務は，区役所で処理する。

## 検討の経緯等

平成 17 年 7 月 8 日 第 1 回地域自治部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域自治部会における検討課題について</li> <li>2 今後のスケジュール（案）について</li> </ol>
平成 17 年 8 月 3 日 第 2 回地域自治部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区役所の機能について</li> <li>2 区自治協議会の基本的な考え方について （構成項目等の検討，区役所の機能についての現状報告等）</li> </ol>
平成 17 年 8 月 23 日 第 3 回地域自治部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区自治協議会の基本的な考え方について （区自治協議会設置事務局素案に対する意見等聴取）</li> </ul>
平成 17 年 8 月 24 日 第 1 回地域自治委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会長・会長代理の選出</li> <li>2 区自治協議会について 背景，政令市に向けた動き，今後のスケジュール， 区自治協議会設置の構成，他都市の地域自治組織等の状況</li> </ol>
平成 17 年 8 月 31 日 第 2 回地域自治委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区自治協議会について 設置，構成員の選任等，会長及び副会長</li> </ul>
平成 17 年 9 月 2 日 区自治協議会中間報告 （戦略本部会議）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会の位置付けについて（市政創造推進本部事務局）</li> <li>2 総括報告 部会と外部委員会の開催状況及び意見・議論について 今後の予定について</li> <li>3 詳細報告 区自治協議会設置についての事務局検討素案及び考え方 今後の検討課題について</li> </ol>
平成 17 年 9 月 26 日 市議会政令指定都市調査特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区自治協議会について検討状況報告</li> </ul>
平成 17 年 10 月 17 日 第 3 回地域自治委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区自治協議会について 区自治協議会の権限等，市及び市長等の責務， 区自治協議会の組織及び運営，連絡調整，庶務</li> </ul>
平成 17 年 10 月 19 日 第 4 回地域自治部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区自治協議会の設置検討用素案について（その 1）</li> </ul>
平成 17 年 11 月 9 日 第 5 回地域自治部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区自治協議会の設置検討用素案について（その 2）</li> </ul>
平成 17 年 11 月 22 日 第 6 回地域自治部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区自治協議会の設置素案について</li> </ul>
平成 17 年 11 月 24 日 第 4 回地域自治委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区自治協議会の設置素案について</li> </ul>

## 地域自治委員会での主な意見とその対応状況

項目	委員会での意見等	対応状況
1. 設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例前文に理念等の文言を盛り込んでどうか。</li> <li>・区地域協議会と区自治協議会の関係及び、自治会と地域自治組織の違い等が分かりづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区自治協議会の理念については、自治基本条例における検討課題とすることが適当であり、設置条例では簡潔な表現にとどめる。</li> <li>・(2)で名称の規定を掲げ、明確にする。</li> </ul>
2. 委員の定数及び選任等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数は、専門部会の設置を前提に30人以内がよい。</li> <li>・「住所を有する者」とは、法人や通勤者も含むのか。</li> <li>・選任方法については、コミュニティでの意見がきちんと区協議会に伝わるシステムをつくるべき。</li> <li>・構成については、専門分野ごとに協議会に呼べる体制も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数は現行の地域審議会委員数及びコミュニティ協議会の設置単位などを考慮して30人以内とし、地域の実情に応じて選任することとする。</li> <li>・「住所を有する者」を、「区の区域内に住所を有する者(区民)又は区の区域内に事務所を有し活動する団体(区域諸団体)を代表する者」と規定する。</li> <li>・「8会議の運営」の(5)で委員以外でも、協議会に専門分野の者を出席させることができることとする。</li> </ul>
3. 委員の任期及び解任等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期が2年か3年かは審議の内容や回数による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上の任期は4年以内となっているが、多様な意見を反映する必要があることと、会議の専門性も考慮する必要があることから、委員の任期は3年、再任は1回とし通算で6年とする</li> <li>・通算年数は、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」においても、通算の在任期間は原則6年を超えないものとしており、指針と整合性を図っている。</li> </ul>
4. 委員の報酬及び費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬は無しでよいが、費用弁償は必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用弁償及び旅費の額については、「新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に規定することとして調整を行う。</li> </ul>
5. 会長及び副会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選任時は互選なので、解任についてははっきり規定しないほうがよい。</li> <li>・副会長は何人を想定しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の解任については、「3委員の任期及び解任等」の(4)において委員の解任規定を設けたことにより対応できるため規定しないこととする。</li> <li>・副会長は、当初、会長の代理として1人を想定していたが、地域の実情を反映させる必要があることから、複数の設置も可能とし、代理順位も規定することとする。</li> </ul>
6. 区自治協議会の役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等との連携強化に関する事項は、新潟市が分権を目指す上で重要な事項であることから項を独立させてはどうか。</li> <li>・合併建設計画については、総合計画の一部分に含まれることから抜き出して記述しないほうがよい。</li> <li>・区の権限がどうなるかにもよるが、計画・予算・組織・施設については必須のものといえる。</li> <li>・市長等の責務は地方自治法に規定されているので、あえてここでは盛り込まなくてもよいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第27次地方制度調査会の答申及び改正自治法の趣旨に沿って、区自治協議会が区民や区域諸団体との「協働の要」となることを、その役割として独立させ具体的に規定する。</li> <li>・合併建設計画は10年間という限られた期間での計画であり、「総合計画及びこれに準ずるもの」に含まれることから記述しない。</li> <li>・予算及び組織については、区役所の権限・機能の検討に合わせて調整する。</li> <li>・地方自治法に規定されている条文ではあるが、区自治協議会の意見を尊重すべき市長等の立場を明確にし、又、区自治協議会の意見の重要性を市民にも分かりやすくするため残すこととする。</li> </ul>
7. 会議の招集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局案のとおりとしてよい。</li> </ul>	
8. 会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の非公開の規定は、現時点で非公開の場合が想定できないため当初から盛り込まず、必要が生じた時に追加規定すればよいのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(4)ただし書きの「会議の非公開」については、想定できない事態にも事前に対応するため規定する。</li> </ul>
9. 部会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文に規定はしておき、実際に設置するかどうかは各区の実情にまかせてよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の意見のとおりとする。また、規則において部会の開催に対する費用弁償はしないこととする。</li> </ul>
10. 連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体会議の必要性はあるため会長会議の名称で各区1名ずつでどうか。</li> <li>・関係区との調整会議の条文も残しておいてよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長会議及び調整会議の設置については、詳細を別に定めることとし、条文上は簡潔に表現するものとする。</li> </ul>

## 区自治協議会の検討体制

区自治協議会については、市政創造推進戦略本部及び地域自治部会により、全庁的・総合的な検討を行うとともに、外部の学識経験者や公募委員から構成される地域自治委員会から、助言を受けながら設置へ向けての取組みを進める。

### 市政創造推進戦略本部の構成

本部長：市長

副本部長：助役

委員：収入役，教育長，水道事業管理者，各局長，市民局理事

### 地域自治部会の構成

委員：庁内部長職員

事務局：広域行政課

### 地域自治委員会（50音，敬称略）

石附 幸子：CAP・にいがた代表

小川 竹二：豊栄地区地域審議会会長（会長代理）

河田 珪子：うちの実家代表

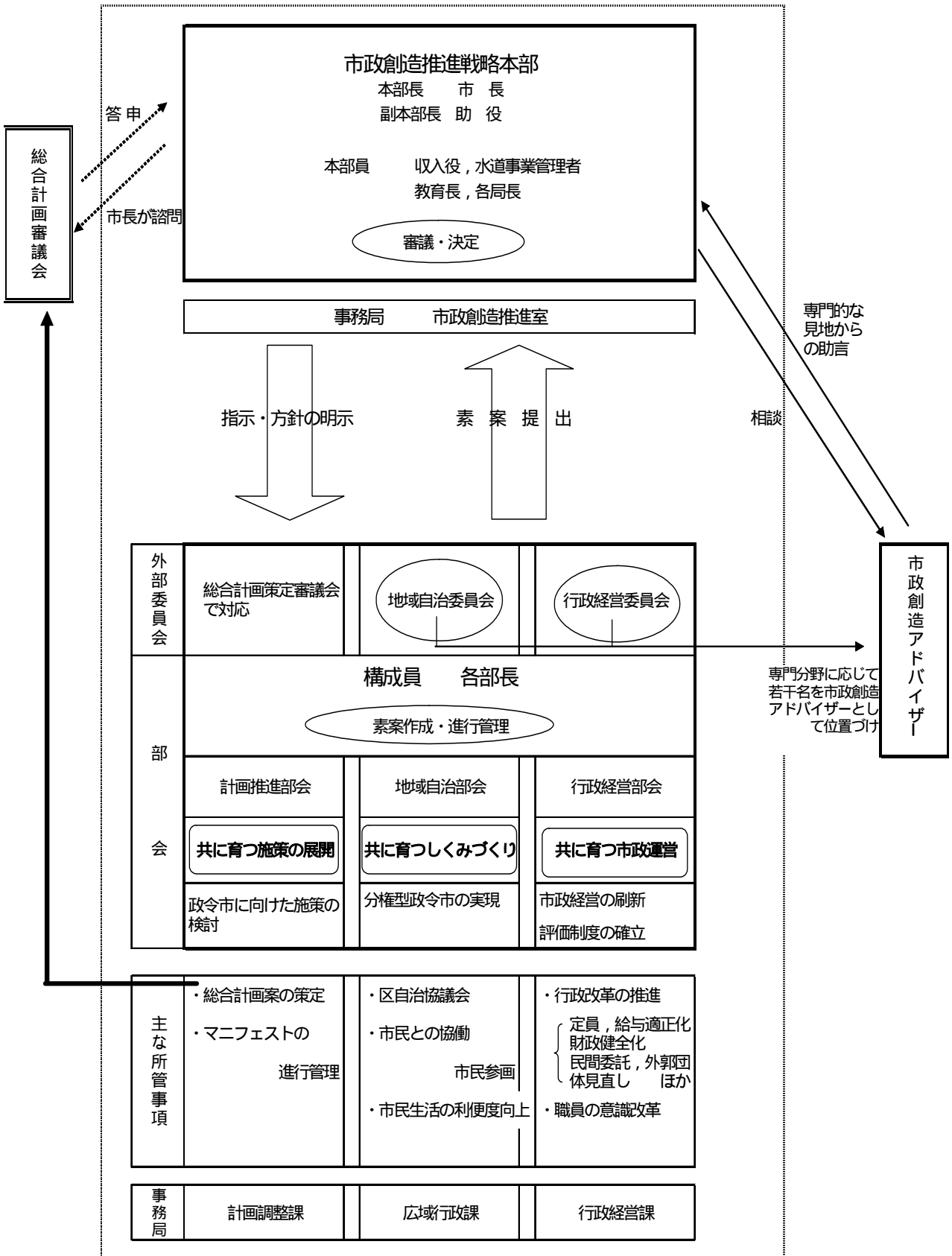
木戸 八一：公募委員

塩田 誼：公募委員

田村 秀：新潟大学法学部助教授（会長）

眞谷 誠祐：新潟市・新潟地区小中学校 PTA 連合会会長

# 市政創造推進戦略本部



外部委員会は、学識経験者、公募委員などで構成する。

## (参考資料)

### 地方自治法における関連規程

#### 1. 地域自治区関連

##### (地域自治区の設置)

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。
- 4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

##### (地域協議会の設置及び構成員)

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

##### (地域協議会の会長及び副会長)

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。
- 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - 三 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

## 2. 政令市関連

(区の設置)

第二百五十二条の二十

- 6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
- 7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。
- 8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。
- 9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。



他都市の地域自治組織等の状況について

(現行の政令指定都市においては地方自治法の区地域協議会の導入都市はない)

市町村名 合併日	H12国勢 調査人口 (人)	根拠法 設置型	定数	選任方法	構成	任期	報酬・費用弁償	職務・権限等	会議の招集・運営	委員会設置
浜松市 2005/7/1 政令市移行 時には、行 政区単位 の区地域協 議会に移行予 定	786,306	地方自治法 第202条の4 第1項 12自治区(旧 市町村単位)	20人以内～10 人以内	当該区域内に住所を 有するものから市長が 選任	構成員は、構成員以外の地域自治区の住民(第三 者機関)が推薦した者の中から市長が任命する。 第三者機関が、構成員の推薦を行う場合は、必ず 公募を行わなければならない。 第三者機関の委員は、市長が委嘱する。 合併時の候補者の推薦は、旧市町村長が行う。	3年 3期まで再任でき る	報酬はなし 地域自治区に係 る会議に出席し た場合、費用弁 償として1日5,000 円を支給 公務のため旅行 する場合は旅費 を支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>諮問事項</li> <li>新市建設計画の変更</li> <li>新市建設計画の執行状況(定期的)</li> <li>各種基本構想,基本計画の策定,変更</li> <li>教育に関する事項</li> <li>総合事務所又は地域自治センターにおける行政経営に関する事項</li> <li>予算編成,条例の制定改廃,規制地域の指定その他重要な案件の決定など</li> <li>建議・要望事項</li> <li>新市建設計画の執行状況(臨時的)</li> <li>市民提案,陳情,要望等への副申</li> <li>予算編成の際の事業等</li> <li>公共施設の設置,管理運営等</li> <li>地域完結型行政サービスのための権限,事務移譲の要請</li> <li>市民協働(まちづくり)に関する事項</li> <li>住民及び諸団体等の多様な意見の調整</li> <li>住民と行政の協働に関するもの全般的な事項</li> <li>自治会等地域住民組織,まちづくり団体等との連絡調整</li> <li>地域イベントの開催支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>招集は構成員の4分の1以上の者 からの請求があった場合</li> <li>開催は構成員の半数以上の出席 が必要</li> <li>採決は出席構成員の過半数で決 し,可否同数の場合は議長が決す る。また重要事項については,出席 構成員の3分の2以上の同意が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の一部について 審議させるため,議決 により委員会を置くこと ができる。</li> <li>構成員のうちから地域 協議会において選任</li> </ul>
川崎市 (試行実施) —	1,249,905	改正地方自 治法により行 政区ごとの設 置が認められ ている「区地 域協議会」の 活用を視野に 入れ試行中	30人前後を想定 している	区内に住所を有するも のの中から,市長が任 命する	町内会・自治会等の地域を代表するもの 活動分野別の区民代表 公募による区民代表 市会議員,県会議員等	4年以内 具体的には条例 で定める	別途検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の事項について,審議し意見を述べる</li> <li>区政方針の策定に関するもの</li> <li>区に関する諸計画に関するもの</li> <li>区の主要事業(まちづくり等)の推進に関するもの</li> <li>区予算(「魅力ある区づくり推進事業費」を含む。)に関するもの</li> <li>市民活動の支援に関するもの</li> </ul>	なし	まちづくりや福祉等 の分野に応じて分科会を 設けることができる
豊田市 2005/4/1	395,224	地方自治法 第202条の4 第1項 (2005.10.1施 行を予定)	20人以内	・住民の意見に基づい て市長が地域自治区 の住民の中から選任。 また,公募委員も合わ せて選任。 ・選任にあたり,年齢構 成・男女比率・地域性 にも配慮する。	・公共的団体が推薦する者 ・識見を有する者 ・公募による者	2年 再任有(1回)	報酬なし (合併町村部 は一定期間特別 有) 旅費相当額は支 給	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見聴取事項</li> <li>市が策定する基本構想のうちその区域に係る事項</li> <li>その区域の住民の生活,地域のあり方等に大きな影響を及ぼす事項</li> <li>地域自治区の統合及び分割に係る事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長が招集</li> <li>招集は委員の4分の1以上の者か らの請求があった場合</li> <li>委員の半数以上の出席により開 催</li> <li>議事は出席委員の過半数で決し, 可否同数のときは,議長が決する。</li> </ul>	分科会設置可
出雲市 2005/3/22	146,960	地方自治法 第202条の4 第1項	概ね20人で組織	それぞれの地域自治 区の区域内に住所を 有する者で,公共的団 体が推薦するもの又は 識見を有するものう ちから,市長が選任	最初に選任する委員は,合併前の各市町が推薦し たものを選任	2年 再任有	報酬無	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会が審議等できる事項</li> <li>支所が所掌する事務に関する事項</li> <li>市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項</li> <li>当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</li> <li>市長が地域協議会に意見聴取を必要とする事項</li> <li>公の施設の設置及び廃止並びに管理のあり方に関する事項</li> <li>基本構想等(新市建設計画を含む。)に係る重要事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>招集は委員の4分の1以上の者か らの請求があった場合</li> <li>開催は委員の半数以上の出席が 必要</li> <li>採決は出席委員の過半数で決し, 可否同数の場合は議長が決する。</li> </ul>	なし

市町村名 合併日	H12国勢 調査人口 (人)	根拠法 設置型	定数	選任方法	構成	任期	報酬・費用弁償	職務・権限等	会議の招集・運営	委員会設置
岐阜市 2006/1/1 合併予定	415,085	合併特例法 旧市町村単位	20人以内	なし	なし	2年 再任有	報酬有 (別途定める)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会が審議等できる事項</li> <li>地域自治体の事務所が所管する事務に関する事項</li> <li>前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治体の区域に係る事務に関する事項</li> <li>市の事務処理に当たっての地域自治体の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</li> <li>市長が地域協議会に意見聴取を必要とする事項</li> <li>市の基本構想の策定及び変更に関する事項</li> <li>各種地域計画の策定及び変更に関する事項</li> <li>地域振興のための基金の活用に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長が招集</li> <li>委員の半数以上の出席により開催</li> <li>議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</li> </ul>	なし
上越市 2005/1/1	211,870	合併特例法 旧市町村単位	定数12～18人	選任投票を実施(準公選)	なし 資格要件: (1)委員を選任しようとする地域協議会が置かれている地域自治体の区域内に住所を有する者 (2)公職選挙法に基づき本市の議会の議員の候補者となることができる者	4年 ただし、当初H 20.4.28までとする (再任有)	日当なし (交通費として一 律1,200円を支 給)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会が審議等できる事項</li> <li>地域自治体の事務所が所管する事務に関する事項</li> <li>前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治体の区域に係る事務に関する事項</li> <li>市の事務処理に当たっての地域自治体の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</li> <li>市長が地域協議会に意見聴取を必要とする事項</li> <li>地域自治体の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項</li> <li>地域自治体の区域内の重要な公の施設の管理のあり方に関する事項</li> <li>市が策定する基本構想等のうち、地域自治体の区域に係る重要事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長が招集</li> <li>委員の半数以上の出席により開催</li> <li>議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</li> </ul>	なし
柏崎市 2005/5/1	97,896	合併特例法 旧市町村単位	定員:20人以内 現状:20人	合併前に各首長より推薦のあった者をそのまま市長が任命	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧高柳町 自治会代表5名 地域活性化分野5名 地区推薦8名 公募委員2名</li> <li>旧西山町 区長協議会代表6名 公共的団体代表(体育団体、消防、社会福祉協議会、社会教育委員、農協、商工団体等)10名 公募委員4名</li> </ul>	2年 再任有 限度規定なし	日当6,400円	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会が審議等できる事項</li> <li>地域自治体の事務所が所管する事務に関する事項</li> <li>前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治体の区域に係る事務に関する事項</li> <li>市の事務処理に当たっての地域自治体の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</li> <li>市長が地域協議会に意見聴取を必要とする事項</li> <li>建設計画の変更に関する事項</li> <li>市の基本構想の策定及び変更に関する事項</li> <li>各種地域計画の策定及び変更に関する事項</li> <li>公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項</li> <li>地域自治体の区域内に住所を有する者の行為等が規制される地域の指定に関する事項</li> <li>市長その他の市の機関は、前2項の規定による意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長が招集</li> <li>委員の半数以上の出席により開催</li> <li>議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</li> </ul>	なし
新潟市 地域審議会 2005/3/21	779,483	合併特例法 旧市町村単位	定員:30人以内 現状:15～30人	所管区域に住所を有する者で、1.公共的団体等を代表する者、2.学識経験者、3.公募により選任された者のうちから市長が委嘱 (手続き上は、合併前に各旧市町村で選任し、合併後、市長が委嘱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.公共的団体等を代表する者</li> <li>2.学識経験者</li> <li>3.公募により選任された者</li> </ul>	2年	報酬:1日13,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併建設計画の執行状況に関する事項</li> <li>合併建設計画の変更に関する事項</li> <li>所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項</li> <li>その他市長が必要と認める事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長が招集</li> <li>委員の半数以上の出席により開催</li> <li>議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。</li> </ul>	なし

合併に伴う地域自治組織の設置状況一覧(平成17年3月31日現在)

総務省ホームページより

	都道府県	合併(予定)期日	名称	合併の方式	関係市町村	設置する組織の種類			備考
						地域自治区(特例)	地域自治区(一般)	合併特例区	
1	北海道	平成17年9月1日	せたな町(ちょう)	新設	久遠郡大成町(くどうぐんたいせいちょう)、瀬棚郡瀬棚町(せたなぐんせたなちょう)、同郡北檜山町(きたひやまちょう)				
2	北海道	平成17年9月1日	士別市(しべつし)	新設	士別市(しべつし)、上川郡朝日町(かみかわぐんあさひちょう)				
3	北海道	平成17年10月1日	石狩市(いしかりし)	編入	石狩市(いしかりし)、厚田郡厚田村(あつたぐんあつたむら)、浜益郡浜益村(はまますぐんはまますむら)				
4	北海道	平成18年3月1日	伊達市(だてし)	編入	伊達市(だてし)、有珠郡大滝村(うすぐんおおたきむら)				
5	北海道	平成18年3月20日	枝幸町(えさしちょう)	新設	枝幸郡枝幸町(えさしくんえさしちょう)、同郡歌登町(うたのぼりちょう)				
6	北海道	平成18年3月27日	名寄市(なよろし)	新設	名寄市(なよろし)、上川郡風連町(かみかわぐんふうれんちょう)				
7	北海道	平成18年3月27日	むかわ町(ちょう)	新設	勇払郡鶴川町(ゆうふつぐんむかわちょう)、同郡穂別町(ほべつちょう)				
8	北海道	平成18年3月31日	新(しん)ひだか町(ちょう)	新設	静内郡静内町(しずないぐんしずないちょう)、三石郡三石町(みついいぐんみついいしちょう)				
9	青森県	平成17年3月31日	八戸市(はちのへし)	編入	八戸市(はちのへし)、三戸郡南郷村(さんのへぐんなんごうむら)				
10	青森県	平成17年4月1日	青森市(あおもりし)	新設	青森市(あおもりし)、南津軽郡浪岡町(みなみつがるぐんなみおかまち)				
11	岩手県	平成17年6月6日	宮古市(みやこし)	新設	宮古市(みやこし)、下閉伊郡田老町(しもへいぐんたろうちょう)、同郡新里村(にいさとむら)				
12	岩手県	平成17年9月20日	一関市(いちのせきし)	新設	一関市(いちのせきし)、西磐井郡花泉町(にしいわいぐんはないずみまち)、東磐井郡大東町(ひがしいわいぐんだいとうちょう)、同郡千厩町(せんまやちょう)、同郡東山町(ひがしやまちょう)、同郡室根村(むろねむら)、同郡川崎村(かわさきむら)				
13	岩手県	平成18年1月1日	花巻市(はなまきし)	新設	花巻市(はなまきし)、稗貫郡大迫町(ひえぬきぐんおおはさままち)、同郡石鳥谷町(いしどりやちょう)、和賀郡東和町(わがぐんとうわちょう)				
14	岩手県	平成18年1月10日	盛岡市(もりおかし)	編入	盛岡市(もりおかし)、岩手郡玉山村(いわてぐんたまやまむら)				
15	岩手県	平成18年2月20日	奥州市(おうしゅうし)	新設	水沢市(みずさわし)、江刺市(えさしし)、胆沢郡前沢町(いさわぐんまえさわちょう)、同郡胆沢町(いさわちょう)、同郡衣川村(ころもがわむら)				
16	宮城県	平成18年3月31日	気仙沼市(けせんぬまし)	新設	気仙沼市(けせんぬまし)、本吉郡唐桑町(もとよしぐんからくわちょう)				
17	秋田県	平成17年3月22日	由利本荘市(ゆりほんじょうし)	新設	本荘市(ほんじょうし)、由利郡矢島町(ゆりぐんやしなまち)、同郡岩城町(いわきまち)、同郡由利町(ゆりまち)、同郡西目町(にしめまち)、同郡鳥海町(ちょうかいまち)、同郡東由利町(ひがしゆりまち)、同郡大内町(おおうちまち)				

	都道府県	合併(予定)期日	名称	合併の方式	関係市町村	設置する組織の種類			備考
						地域 自治区 (特例)	地域 自治区 (一般)	合併 特例区	
18	秋田県	平成17年3月22日	大仙市(だいせんし)	新設	大曲市(おおまがりし)、仙北郡神岡町(せんぼくぐんかみおかまち)、同郡西仙北町(にしせんぼくまち)、同郡中仙町(なかせんまち)、同郡協和町(きょうわまち)、同郡南外村(なんがいむら)、同郡仙北町(せんぼくまち)、同郡太田町(おおたまち)				
19	秋田県	平成17年10月1日	横手市(よこてし)	新設	横手市(よこてし)、平鹿郡増田町(ひらかぐんますだまち)、同郡平鹿町(ひらかまち)、同郡雄物川町(おものがわまち)、同郡大森町(おおもりまち)、同郡十文字町(じゅうもんじまち)、同郡山内村(さんないむら)、同郡大雄村(たいゆうむら)				
20	秋田県	平成18年3月21日	能代市(のしろし)	新設	能代市(のしろし)、山本郡二(やまもとぐんふた)ツ井町(いまち)				
21	福島県	平成17年11月7日	白河市(しらかわし)	新設	白河市(しらかわし)、西白河郡表郷村(にしらかわぐんおもてごうむら)、同郡大信村(たいしんむら)、同郡東村(ひがしむら)				
22	福島県	平成18年1月1日	南相馬市(みなみそうまし)	新設	原町市(はらまちし)、相馬郡小高町(そうまくんおたかまち)、同郡鹿島町(かしままち)				
23	福島県	平成18年1月4日	喜多方市(きたかたし)	新設	喜多方市(きたかたし)、耶麻郡熱塩加納村(やまぐんあつしおかのうむら)、同郡塩川町(しおかわまち)、同郡山都町(やまとまち)、同郡高郷村(たかさむら)				
24	福島県	平成18年3月20日	南会津町(みなみあいづまち)	新設	南会津郡田島町(みなみあいづぐんたじままち)、同郡館岩村(たていわむら)、同郡伊南村(いなむら)、同郡南郷村(なんごうむら)				
25	群馬県	平成17年2月13日	沼田市(ぬまたし)	編入	沼田市(ぬまたし)、利根郡白沢村(とねぐんしらさわむら)、同郡利根村(とねむら)				
26	千葉県	平成18年3月27日	香取市(かとりし)	新設	佐原市(さわらし)、香取郡山田町(かとりぐんやまだまち)、同郡栗源町(くりもとまち)、同郡小見川町(おみがわまち)				
27	神奈川県	平成18年3月20日	相模原市(さがみはらし)	編入	相模原市(さがみはらし)、津久井郡津久井町(つくいぐんつくいまち)、同郡相模湖町(さがみこまち)				
28	新潟県	平成17年1月1日	上越市(じょうえつし)	編入	上越市(じょうえつし)、東頸城郡安塚町(ひがしくびきぐんやすづかまち)、同郡蒲川原村(うらがわらむら)、同郡大島村(おおしまむら)、同郡牧村(まきむら)、中頸城郡柿崎町(なかくびきぐんかきざきまち)、同郡大潟町(おおがたまち)、同郡頸城村(くびきむら)、同郡吉川町(よしかわまち)、同郡中郷村(なかごうむら)、同郡板倉町(いたくらまち)、同郡清里村(きよさとむら)、同郡三和村(さんわむら)、西頸城郡名立町(にしくびきぐんなだちまち)				
29	新潟県	平成17年5月1日	柏崎市(かしわざきし)	編入	柏崎市(かしわざきし)、刈羽郡高柳町(かりわぐんたかやなぎまち)、同郡西山町(にしやままち)				
30	石川県	平成17年10月1日	加賀市(かがし)	新設	加賀市(かがし)、江沼郡山中町(えぬまぐんやまなかまち)				

	都道府県	合併(予定)期日	名称	合併の方式	関係市町村	設置する組織の種類			備考
						地域 自治区 (特例)	地域 自治区 (一般)	合併 特例区	
31	福井県	平成18年3月20日	坂井市(さかいし)	新設	坂井郡三国町(さかいぐんみくにちょう)、同郡丸岡町(まるおかちょう)、同郡春江町(はるえちょう)、同郡坂井町(さかいちょう)				
32	山梨県	平成17年11月1日	甲州市(こうしゅうし)	新設	塩山市(えんざんし)、東山梨郡勝沼町(ひがしやまなしぐんかつぬまちょう)、同郡大和村(やまとむら)				
33	長野県	平成17年4月1日	松本市(まつもとし)	編入	松本市(まつもとし)、東筑摩郡四賀村(ひがしちくまぐんしがむら)、南安曇郡奈川村(みなみあづみぐんながわむら)、同郡安曇村(あづみむら)、同郡梓川村(あずさがわむら)				地域審議会も設置
34	長野県	平成17年10月1日	飯田市(いいだし)	編入	飯田市(いいだし)、下伊那郡上村(しもいなぐんかみむら)、同郡南信濃村(みなみしなのむら)				
35	長野県	平成18年3月31日	伊那市(いなし)	新設	伊那市(いなし)、上伊那郡高遠町(かみいなぐんたかとおまち)、同郡長谷村(はせむら)				
36	岐阜県	平成16年10月25日	恵那市(えなし)	新設	恵那市(えなし)、恵那郡岩村町(えなぐんいわむらちょう)、同郡山岡町(やまおかちょう)、同郡明智町(あけちちょう)、同郡串原村(くしはらむら)、同郡上矢作町(かみやはぎちょう)				
37	岐阜県	平成18年1月1日	岐阜市(ぎふし)	編入	岐阜市(ぎふし)、羽島郡柳津町(はしまぐんやないづちょう)				
38	岐阜県	平成18年3月27日	大垣市(おおがきし)	編入	大垣市(おおがきし)、養老郡上石津町(ようろうぐんかみいしづちょう)、安八郡墨俣町(あんぱちぐんすのまたちょう)				
39	静岡県	平成17年7月1日	浜松市(はままつし)	編入	浜松市(はままつし)、浜北市(はまきたし)、天竜市(てんりゅうし)、浜名郡舞阪町(はまなぐんまいさかちょう)、同郡雄踏町(ゆうとうちょう)、引佐郡細江町(いなさぐんほそえちょう)、同郡引佐町(いなさちょう)、同郡三ヶ日町(みっかびちょう)、周智郡春野町(しゅうちぐんはるのちょう)、磐田郡佐久間町(いわたぐんさくまちょう)、同郡水窪町(みさくぼちょう)、同郡龍山村(たつやまむら)				
40	愛知県	平成17年4月1日	豊田市(とよたし)	編入	豊田市(とよたし)、西加茂郡藤岡町(にしかもぐんふじおかちょう)、同郡小原村(おばらむら)、東加茂郡足助町(ひがしかもぐんあすけちょう)、同郡下山村(しもやまむら)、同郡旭町(あさひちょう)、同郡稲武町(いなぶちょう)				
41	三重県	平成17年10月11日	紀北町(きほくちょう)	新設	北牟婁郡紀伊長島町(きたむろぐんきいながしまちょう)、同郡海山町(みやまちょう)				
42	兵庫県	平成17年4月1日	香美町(かみちょう)	新設	城崎郡香住町(きのさきぐんかすみちょう)、美方郡村岡町(みかたぐんむらおかちょう)、同郡美方町(みかたちょう)				
43	兵庫県	平成17年11月1日	多可町(たかちょう)	新設	多可郡中町(たかぐんなかちょう)、同郡加美町(かみちょう)、同郡八千代町(やちよちょう)				
44	奈良県	平成18年1月1日	宇陀市(うだし)	新設	宇陀郡大宇陀町(うだぐんおおうだちょう)、同郡榛原町(はいばらちょう)、同郡菟田野町(うたのちょう)、同郡室生村(むろうむら)				

	都道府県	合併(予定)期日	名称	合併の方式	関係市町村	設置する組織の種類			備考
						地域自治区(特例)	地域自治区(一般)	合併特例区	
45	島根県	平成17年3月22日	出雲市(いずもし)	新設	出雲市(いずもし)、平田市(ひらたし)、簸川郡佐田町(ひかわぐんさだちょう)、同郡多伎町(たきちょう)、同郡湖陵町(こりょうちょう)、同郡大社町(たいしゃまち)				
46	島根県	平成17年10月1日	吉賀町(よしかちょう)	新設	鹿足郡柿木村(かのあしぐんかきのきむら)、同郡六日市町(むいかいちちょう)				
47	岡山県	平成17年3月22日	岡山市(おかやまし)	編入	岡山市(おかやまし)、御津郡御津町(みつぐんみつちょう)、児島郡灘崎町(こじまぐんなださきちょう)				
48	長崎県	平成17年10月1日	平戸市(ひらどし)	新設	平戸市(ひらどし)、北松浦郡生月町(きたまつらぐんいきつきちょう)、同郡田平町(たびらちょう)、同郡大島村(おおしまむら)				地域審議会も設置
49	熊本県	平成17年10月3日	玉名市(たまなし)	新設	玉名市(たまなし)、玉名郡岱明町(たまなぐんたいめいまち)、同郡横島町(よこしままち)、同郡天水町(てんすいまち)				
50	宮崎県	平成18年1月1日	宮崎市(みやざきし)	編入	宮崎市(みやざきし)、宮崎郡佐土原町(みやざきぐんさどわらちょう)、同郡田野町(たのちょう)、東諸県郡高岡町(ひがしもろかたぐんたかおかちょう)				
51	宮崎県	平成18年1月1日	都城市(みやこのじょうし)	新設	都城市(みやこのじょうし)、北諸県郡山之口町(きたもろかたぐんやまのくちちょう)、同郡高城町(たかじょうちょう)、同郡山田町(やまだちょう)、同郡高崎町(たかざきちょう)				
52	宮崎県	平成18年1月1日	美郷町(みさとちょう)	新設	東臼杵郡南郷村(ひがしうすきぐんなんごうそん)、同郡西郷村(さいごうそん)、同郡北郷村(きたごうそん)				
53	宮崎県	平成18年2月20日	延岡市(のべおかし)	編入	延岡市(のべおかし)、東臼杵郡北方町(ひがしうすきぐんきたかたちょう)、同郡北浦町(きたうらちょう)				
54	宮崎県	平成18年2月25日	日向市(ひゅうがし)	編入	日向市(ひゅうがし)、東臼杵郡東郷町(ひがしうすきぐんとうごうちょう)				
55	宮崎県	平成18年3月20日	小林市(こばやしし)	新設	小林市(こばやしし)、西諸県郡須木村(にしもろかたぐんすきそん)				
56	鹿児島県	平成18年1月1日	鹿屋市(かのやし)	新設	鹿屋市(かのやし)、曾於郡輝北町(そおぐんきほくちょう)、肝属郡串良町(きもつきぐんくしらちょう)、同郡吾平町(あいらちょう)				
57	鹿児島県	平成18年3月20日	奄美市(あまみし)	新設	名瀬市(なげし)、大島郡住用村(おおしまぐんすみようそん)、同郡笠利町(かさりちょう)				
					合計	37	17	6	

次の市では、複数の自治組織を組み合わせて設置することとしている。このため、合計と市町村数は一致しない。

伊達市(北海道)、名寄市(北海道)、伊那市(長野県)